

健康診断料金と申込書

事業場名 所 在 地	〒 −			
/// 12 -0	電話番号() —	FAX番号 ()	_
	ご担当者名:		各基準協会 (会員	· 非会員)
健診場所				
受診予定者	男性:	人 女性:	人 合計:	人
受診希望日	月	上旬・中旬・下旬	月 上旬	ョ・中旬・下旬
希望時間帯	AM () PM () (1	つでも可
希望する 健診の内容	(一般健診・	特殊健診 • 情報機	器作業従事者健康診断	騒音健診)

健診内容の詳細

(消費税を含む料金です)

伊恵沙斯の種類		実施料金		圣 ·胡 【 米h	
	健康診断の種類		会員	非会員	希望人数
定期健診	法定項目	身長、体重、腹囲、視力、聴力、血圧、胸部 X 線、 血液検査、尿、心電図、問診	5,830円	7,700円	
	全項目健	診より血液検査・心電図検査を除く健診	2,530円	2,750円	
	上記より	胸部×線検査を除く健診	2,090円	2,200円	
雇	入れ時健診	1時健診 5,830円 7,700円			
特定業務従事者健診(深夜業等)		2,090円	2,200円		
	第1群	キシレン、トルエン、ノルマルヘキサン、1,1,1-トリクロロエタン	3,90)5円	
有機溶剤	第2群	N,N-ジメチルホルムアミド	5,06	60円	
	第3群	エチレングリコールモノエチルエーテル、 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、 エチレングリコールモノーノルマループチルエーテル、 エチレングリコールモノメチルエーテル	2,58		
健	第4群	オルトジクロルベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、 1,2-ジクロルエチレン	3,4		
診	第5群	二硫化炭素	2,860円		
	第6群	その他	2,266円		
		硫化水素、メチルイソブチルケトン、弗素、塩素、マンガン等	2,20	00円	
特定化学物質健診		クロム、三酸化砒素、ベリリウム等、リフラクトリーセラミックファイバー	3,30)0円	
		エチルベンゼン	4,40)0円	
		インジウム	14,41	10円	
		スチレン、カドミウム	6,60)0円	
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	5,06	60円	
		クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,4-ジオキサン	2.410⊞		
		1,1,2,2-テトラクロロエタン、ジクロロメタン	3,410円		
電影	離放射線閱	記	2,58	35円	
じん肺健診		3,300円			
鉛健診		7,040円			
石綿健診		3,30)0円		
情報機器作業従事者健診 配置前 定 期		7,70)0円		
		4,40)0円		
騒	騒音健診			30円	
⊢≣⊐	ロンタック (本)	シについてけ、別途、ご相談をお受けします。 Ast	205484		

上記以外の健診については、別途、ご相談をお受けします。 今和3年4月1日より上記金額に改定いたします。

労働安全衛生法に基づく

巡回健康診断。

受けませんか!

笑顔で暮らそう。

健康は、幸せの原点です。 健康診断を受けましょう。₎



労働安全衛生法及びじん肺法に基づく健康診断については、事業者は、 厚生労働省令の定めるところにより医師による健康診断を行わなければならないこととされています。

当連合会では、働く人の健康を守り企業の発展に貢献することを目指し、**法定健診**(労働安全衛生 法関係法令に基づく健康診断)をお受けし、受診者のニーズ(**企業活動を中断することなく受診等**) に応じ、巡回健診を実施しています。また、健康診断の受診料金は、事業の**公益性**から低価格を継続 して参ります。ぜひ、ご利用ください。

受診のご相談・お申し込みは、当連合会または下記の基準協会までお願い致します。

□徳島地方労働基準協会

〒770-0851 徳島市徳島町城内6-72 ハヤシビルⅡ1F TEL 088-625-4456 FAX 088-625-4476

□鳴門労働基準協会

〒772-0002 鳴門市撫養町斉田字西発73-3 TEL 088-685-7004 FAX 088-685-7023

□三好労働基準協会

〒778-0002 三好市池田町マチ2425-1 TEL 0883-72-1857 FAX 0883-72-5204

□阿南地方労働基準協会

〒774-0030 阿南市富岡町内町164 内町会館2F TEL 0884-22-6982 FAX 0884-22-6982

一般社団法人 徳島県労働基準協会連合会 健診部

〒770-0011 徳島市北佐古1番町5番12号 JA会館8F TEL (088) 634-1268 FAX (088) 634-1269 メールアドレス kensin@t-roukiren.or.jp

労働安全衛生法に基づく健康診断について

【定期健康診断】

働く人々は、労働安全衛生法第66条に基づき1年以内ごとに1回、定期に健康診断を受けなければなりません。健康診断の実施は、事業者に対して義務付けられたものであり、従業員の健康管理は事業者の責務とも言えます。定期的な健康診断で、健全な職場づくりを実現しましょう。

健診項目(労働安全衛生規則第44条)

- 1. 既往歴及び業務歴の調査
- 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4. 胸部エックス線検査
- 5. 血圧の測定
- 6. 貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン量)
- 7. 肝機能検査 (AST (GOT) 、ALT (GPT) 、γ-GT (γ-GTP))
- 8. 血中脂質検査(トリグリセライド、LDLコレステロール、HDLコレステロール)
- 9. 血糖検査 (HbA1cでも可)
- 10. 尿検査(尿糖、尿蛋白)
- 11. 心電図検査

※産業医が必要ないと認める場合、胸部エックス線検査、心電図検査、血液検査を省略できます。

【雇入れ時健康診断】

事業者が労働者を雇い入れた時に行います。

健診項目(労働安全衛生規則第43条)は、定期健康診断と同じです。

【特定業務健康診断】

深夜業等の特定業務に従事している方は、労働安全衛生規則第45条に基づき6ヶ月以内ごとに1回、定期に特定業務健康診断を受けなければなりません。

【特殊健康診断】

就労する業務が体に害をおよぼす恐れのある場合は、より厳重な健康管理が必要とされます。そのため危険有害業務に従事する方々を対象に実施されるのが、次の特殊健康診断です。各々、法令や行政指導に基づき、所定期間ごとの受診が義務づけられています。

1) 有機溶剤健康診断

有機溶剤中毒予防規則第29条により、有機溶剤業務に従事する労働者には、雇入れの際、配置替えの際、及びその後6ヶ月以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務づけられています。 有機溶剤の種類により、次の検査項目のいずれかを実施します。

□既往歴及び業務歴の調査 □代謝物検査 □肝機能検査 □貧血検査 □その他

2) 特定化学物質健康診断

特定化学物質等障害予防規則第39条により、ベリリウム、クロム、三酸化砒素、硫化水素、カドミウム、弗素、塩素、マンガン等、特定化学物質(第1類、第2類物質)を製造または取扱う業務に

従事する労働者には、	雇入れの際、	配置替えの際、	及びその後6	ヶ月以内ごとに1回、	定期に健康
診断を行うことが義務	らづけられてい	\ます。化学物質	質の種類により、	検査する項目が異な	ります。
口既往歴及び業務歴	▼の調査 □そ	その他.			

3) 電離放射線健康診断

電離放射線障害防止規則第56条により、放射線業務に従事する労働者で、管理区域に立ち入る労働者には、雇入れの際、配置替えの際、及びその後6ヶ月以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務づけられています。

□既往歴及び業務歴の調査 □血液検査(白血球数、赤血球数、ヘモグロビン量、ヘマトクリット値) □その他

4) じん肺健康診断

じん肺法第3条により、粉じん作業に従事する労働者及び粉じん作業に従事する労働者であった者は、1年又は3年以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務づけられています。該当する作業と管理区分により、健康診断の時期が異なり、就業時健康診断(第7条)、定期健康診断(第8条)、定期外健康診断(第9条)、離職時健康診断(第9条の2)等があります。

□既往歴及び業務歴の調査 □胸部X線検査(直接撮影) □その他

5) 鉛健康診断

鉛中毒予防規則第53条により、鉛業務に従事する労働者には、雇入れの際、配置替えの際、及びその後6ヶ月(ハンダ付け、印刷等の鉛業務は1年)以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務づけられています。

□既往歴及び業務歴の調査 □血液中の鉛検査 □尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

6) 石綿健康診断

石綿障害予防規則第40条により、石綿等の取扱いまたは試験研究のための製造に伴い、石綿の粉じんを発散する場所における作業に従事する労働者には、雇入れの際、配置替えの際、及びその後6ヶ月以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことが義務づけられています。

□既往歴及び業務歴の調査	□自覚症状及び他覚症状の有無の検査
□胸部X線検査(直接撮影)	□その他

7) 情報機器作業従事者健康診断

厚生労働省は、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン(令和元年7月12日改訂)」により、情報機器作業従事者の健康状態を正しく把握し、健康障害の防止を図るため、健康診断を行うよう行政指導しています。配置前、及び定期健康診断として1年以内ごとに1回、定期に健康診断を行うことを推奨しています。

□既往歴及び業務歴の調査	□自覚症状及び他覚症状の有無の検査	□眼科学的検査
□筋骨格系に関する検査	口その他	

8) 騒音健康診断

厚生労働省は、騒音レベルが85dB以上になる可能性が大きい作業場の業務に従事する労働者の方々に対し、雇い入れの際、配置替えの際及び6ヶ月以内ごとに1回、定期に健康診断を行うよう行政指導しています。

□既往歴及び業務歴の調査 □自覚症状及び他覚症状の有無の検査 □聴力検査 □その他